

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○奥野委員長 次に、階猛君。

○階委員 まず、四月一日のこの委員会で取り上げました、補助金交付先企業から上川大臣への政治献金の問題について、追加の質問をさせていただきますかと思います。

四月一日の質疑では、国交省所管の広域物資拠点施設整備費補助金の交付決定を受けた鈴与という会社が、その後一年以内に、大臣が総支部長を務める政党支部に寄附をしたという事案について質問をしたわけです。その中で、私は、仮に、今後、同じ補助金をもらった企業があったとして、違法か合法かということを経済省に尋ねたというところ、どういふ答えになるのでしょうかということを選挙部長に聞きました。それに対して、結局のところ、答えはなかったわけでありまして、今般、総務省の方では、きょうお配りした資料一のようなペーパーをつくったわけですから、「国から補助金等の交付を受けた法人に対する寄附制限の運用改善について」と題するものでございまして、見ていただきますと、要するに、二十七年の予算に計上された補助金については、総務省の定めたガイドラインに基づいて、所管の役所において、補助金交付先企業からの政治献金を違法と定めている二十二条の三という条文の適用除外事由に当たるかどうかを判断してほしい、判断した結果を当該企業に通知してほしい、こういう内容でございました。

しかし、この資料一の対象とする補助金というのは平成二十七年の予算に計上されたものでございまして、平成二十六年の予算で計上されたものでござい得るものがあるわけですね。

こうしたものについて、二十二条の三の適用除外事由、すなわち、この資料一が一番上から三、四行目に書いていますけれども、「①試験研究、調査に係るもの、②災害復旧に係るもの、③その他性質上利益を伴わないもの」、こういったものに当たるかどうかということについては、誰がどのように判断することになるんでしょうか、総務省、お答えください。

○稲山政府参考人 お答え申し上げます。これまで、総務省におきましては、今御指摘ございました個別具体の補助金につきまして、寄附が行われる前に十分な時間的余裕を持って補助金を受けている法人などから照会でございますとか相談があった場合には、その補助金の性格や内容を十分確認する必要がありますので、関係府省

庁にも問い合わせた上で、当該補助金の交付要綱等を検討した上で、ただいま御指摘のありました条項の適用に係る総務省としての考え方を示してきたところでございます。

他方、今お話ございましたように、今通常国会で、政治資金をめぐるいろいろな質疑の一環といったしまして、法人からの政治活動に関する寄附についてもたび重なる御質疑がございました。

このため、今般、ただいま御指摘ございましたように、総務省におきまして、国から補助金等の交付を受けた法人に係る寄附制限に関する適用除外要件などにつきまして、可能な限りその趣旨を明確化したガイドラインを作成したところでございます。

二十七年の予算に計上された補助金等につきましては、補助金等を所管する各府省庁におきまして、このガイドラインに沿って補助金等を分類の上、その結果を交付決定の際に交付先に通知するなど、その運用改善を速やかに行うこととし、現在、各府省において作業を開始しているところでございます。

今後、こうした取り組みを通じまして、会社その他の法人が寄附するに当たつての趣旨がより明確になってくるものと考えておるところでございます。

お尋ねの、二十六年の予算に計上された個別の補助金でございますが、そういった取り組みの中のある意味過渡的なものでもございます。

法人が補助金を受けたが、まだ寄附をしていないという場合も想定されるところでございます。

ので、そうした場合には、現在行っている分類作業も踏まえつつ、これまで申し上げておられる政治資金規正法二十二条の三の一項の適用に係る一定の考え方を示ししていきたいというふうに考えております。

○階委員 すなわち、二十六年年度予算に計上されたものについては、個別具体的な補助金がこの適用除外に当たるかどうかがというのを総務省で答えていただける、国交省じゃないということではないわけですね。

○稲山政府参考人 お答え申し上げます。

二十七年年度の取り組みを今スタートしております、その中でどういったことになるのか、私も少し見通せない状況もございます。

御説明したとおり、従来、総務省よりお答えいたしておりますが、そういった取り組みを始めておりますので、関係府省庁ともよく相談した上で考え方を示させていただきたいと思っております。

○階委員 それでは、せっかく国交省にも来ていただいておりますので、考え方を示してほしいんです。

今回、こういうガイドラインが定められましたけれども、問題となっている先ほどの広域物資拠点施設整備費補助金というのは、果たしてこの適用除外事由に当たるとかどうかなということをお答えいただけますか。

○羽尾政府参考人 お答えさせていただきます。

先ほど来御議論ありましたように、総務省が策定いたしましたガイドラインに基づく補助金の分類というのは、平成二十七年年度予算に計上された

補助金について行おうものとされております。

一方で、広域物資拠点施設整備費補助金は、平成二十六年年度以前の補正予算に計上された補助事業でございます。

国土交通省としては、政治資金規正法の例外規定に該当するか否かをお答えすることは困難でございます。

○階委員 そこで、二十六年年度以前のものについては誰に聞いたらいいいんでしょうかという話になるわけですが、ここは、総務省は、二十六年年度のものについては、従来同様、事前に相談いただければ答えるということですから、やはり総務省じゃないかなと思うわけですね。

総務省に対して改めてお尋ねしますが、二十六年年度のものについては、個別の企業から、さきの報道の広域物資拠点施設整備費補助金をいただいたんですけれども、政治献金して問題ないですかと聞かれたとします。それについてどう答えられますか。合法ですか、違法ですか。

○稲山政府参考人 この広域物資拠点施設整備費補助金に係るケースでございますが、これにつきましては、当委員会でも御質疑がございますように、既に寄附がなされておるもののケースでございます。寄附されたものにつきましては罰則の適用等がございます、最終的には司法の場において個々具体の判断がされるべきものと承知しておりますので御答弁は差し控えさせていただきます。先般、御答弁をさせていただいたところでございます。

一般的に、御質問があったときには、それぞれ

照会には回答をいたしたいというふうに考えております。

○階委員 そうすると、この補助金に関して言うと、二十七年年度は予算に計上されていませんから、今後、このガイドラインに沿って、この補助金が適法か違法かということを所管の役所で検討する必要はないと思うんですね。

でも、補助金の中には、二十六年年度以前から計上されていて、二十七年年度以降も計上されるというものがあります。そういったものについては、当然、各役所が、合法か違法かという見解を出さなくちゃいけないわけですね。

例えば、そういう補助金があったとして、二十六年年度と同じ補助金をもらっていた企業がもう既に献金してしまっていたような場合、当初は合法か違法かわからなかったけれども、二十七年年度、このガイドラインができたことによって、仮に事後的に違法だということになった場合というのは、これは違法ということで確定してしまうのか、あるいは、違法だという判断を所管の役所が示したとしても、過去にさかのぼってはこれは効力を持たないんだということなのかどうか、この点について御見解をお願いします。

○稲山政府参考人 今回お示しいたしました一定の考え方でございますけれども、行政といたしまして規正法の趣旨に照らした考え方を示したものでございまして、最終的に、いろいろなことが、寄附されたものについての罰則の適用等の問題があったときには、いずれにいたしましても、これは司法の場で最終的に決定するものでござい

ますので、その点については変わらないことではないかというふうに考えております。

○階委員 いや、最終的には司法の場で結論が出るというのには、それはそれでいいんですよ。だから、逆に、さっきの例のような二十六年まで計上されていて、二十七年で計上されたものについては、今回のガイドラインが出たことによつて白黒はつきりしてくるわけですね。でも、それは最終的には司法の場で判断されるものだから、最終的な判断はそこに委ねるとして、それはそれでいいんですよ。

だから、私としては、何を言いたいかというと、問題となつている広域物資拠点施設整備費補助金については、もう二十六年以前で終わつていまから、ガイドラインのつとつて白か黒かというのをはつきりする可能性はないんだけど、だとすれば、従来同様、総務省の方で見解を示していただけないかと。見解を示したとしても、それが最終的な結論ではなくて、判決で白黒はつきりするわけだから、別に、総務省は総務省としてどう考えるのかということを示していただく分には、先ほどのガイドラインに沿つて白黒が出る場合と同様、問題がないのではないかと思うんですよ。

だから、私は、従来から言っていますけれども、この広域物資拠点施設整備費補助金について適用除外規定に当たるかどうかというのを、総務省としてどう考えるのかということを示してほしいと言っているわけです。お答えいただけませんか。

○稲山政府参考人 再三同じ答弁で恐縮でございます

ますが、御指摘の補助金につきましては、既に寄附がなされているケース、再三御指摘があるケースでございますので、再三申し上げておるとおり、総務省としてのお答えは差し控えさせていただきますと存じます。

○階委員 そういうことで、総務省が見解を示さないという中で、我々として、今回の補助金が本当に白だったのかということ、なかなか確証が得られない状況です。

そこで、大臣には、四月一日のときに、例の鈴与さんの方で弁護士意見をいただきました、そこで適法だと判断していただきました。その理由としては、その他性質上利益を伴わないものだというところで適法だという弁護士意見を得たということでした。

その弁護士意見を見せていただいて、なるほど、そう判断するのはごもつともだなと思えば、我々は、これは適法だと確証が得られるわけです。総務省が答えを出していただかない以上、その弁護士意見を我々は見させていたただきたいんですけども、その点について、既に理事会の場で委員長から法務省を通じて打診があったと思いますが、大臣、この意見書の提出に御協力いただけませんか。

○上川国務大臣 四月一日の委員会におきまして、階委員から同種の御質問をいただきました。

私自身、民間の企業のさまざま書類あるいはそれにかかわるものにつきまして、民間の企業というところでございまして、私の方からそれに対して御要請をするということにつきましては差し

控えさせていただきたいという旨の報告をしたところでございます。それについては今も変わりございません。

○奥野委員長 政務官が補足したいと言っているから。

政務官。

○大塚大臣政務官 私が大臣の補足をする立場にはないんですけども、御指摘の件につきまして、四月七日に理事会の方で民主党さんから御依頼がございまして、大臣にその旨、速やかに御伝えをし、お答えをいただいておりますのでござい

ます。

今の趣旨と同様のことでございますけれども、基本的にはこれは理事会で取り扱うことと整理をされていることと思っておりますので、理事会で議論させていただくことが適当というふうに考えておりますけれども、これまでのところ、前回までの理事会では、ほかの御議論がございましたので御報告をする機会がなかったというところでございます。

きょう、理事会でも少し委員長からお触れがありましたので、引き続き理事会の方で対応させていただきますというふうに考えております。

○階委員 大臣も所信の中でも、弁護士意見を踏まえて適法だということをおっしゃっていましたよね。私は、大臣の方で、ちゃんと弁護士意見は見ているらっしゃると思うんですね。見ているらっしゃるのであれば、ちゃんとそれを示していただいてもいいと思うんですよ。

お手元には弁護士意見はないのか、あるいは弁

護士意見というのをそもそも見ていらつしやらないのか、そのあたりについて事実関係を教えてください。

○上川国務大臣 私に寄附について何ら問題がなかったというような判断に至った理由につきましては、所信の後にそのような説明をさせていただいたところがございます。

特に国土交通省が所管をする補助金につきましては、これは国が直接交付を決定したということが確認されたということでありまして、政治資金規正法上、補助金が「試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの」というところに該当するというふうに考えたところでございます。

この点のやりとりにつきましては、当該企業との間のやりとりということでございまして、民間企業の活動に係ることでございまして、お答えは容赦させていただきたいというふうに思っております。鈴与さんの調査の結果につきましては、いろいろな方法で把握をしながら、この寄附に何ら問題がなかったという判断に至ったところでございます。

○階委員 なぜその弁護士意見を出せないのかが私は不思議でしようがなく、別に大臣にとって不利な内容が書かれているわけでもなくて、かつ、大臣はそれを引用して、性質上利益を伴わないものに当たるんだということをおっしゃっているわけですから、御自身の見解を補強するものとして出せばいいと思うんですね。なぜ出せないのかが私にはわからないんです。

そして、性質上利益を伴わないものに当たると言っているんですが、その根拠が私は知りたいたいですよ。大臣、それは御自身の言葉で説明できませんか、なぜ性質上利益を伴わないのかということ。

○上川国務大臣 今回の広域物資拠点施設整備費補助金ということで、当該企業がこのことにつきまして補助金を受領したということでございますけれども、災害が発生したときにおいて、さまざまな、電源設備も含めまして、それにしっかりと対応していく、さらに、災害が発生したときに、例えば物資の流通というところについて、しっかりとした公の目的の中で受け皿として活用していくということを目的としてこの補助金が使われたというふうに理解したところでございます。

災害発生ということが生じたときにこの事業が生きていくということがございまして、むしろ、御自分の企業そのものの活動を制約したとしても、公のところ、さまざまなどころから搬送されてくる物資のさらなる配分というか、やりとりということについての拠点としての役割を担うという大変大事な施設になるのか、たくさんの被災をされた方々にとっても大変大事な施設になるというふうに考えて、私自身、そのように判断をしたところでございます。

私の地元、東海地方でございまして、東海、東南海、南海ということで、大変巨大な地震の発生が予測されるところでございます。そういう意味では、企業のみならず、さまざまな形で、こうした事態に遭遇したときにどのように対応していく

かということについては、これは、あらかじめさまざまな御協力をいただきながら対応していこうということ、そうした取り組みをずっとしてきただけでございますが、私は、この事業につきましても、その趣旨の一環としてなされたものというふうに考えているところでございます。

○階委員 確かに、災害のときに災害復旧に協力するような物資の輸送というのものもあるでしょう。ただし、鈴与さんというのは、御自身の業務としても、災害時も物資の輸送をしなくちゃいけないわけですよ。それにも資するわけですよ。ある面では公共のための補助金ですけれども、ある面では自分の利益のための補助金でもあるわけですから、この法律の文言に言う「その他性質上利益を伴わない」とまで言えるのかどうか。一部は利益になっっているんじゃないかと私は思うんですよ。

前回、過去の、多分、総務省がかかりになつてつくられたであろう逐条解説の資料も出しました。その逐条解説の資料で、どういものが「その他性質上利益を伴わないもの」に当たるかということが三つぐらい挙げられていたんですね。そのいずれにも今回のケースは当たらないんじゃないかということも私は指摘させていただきました。「その他性質上利益を伴わない」ということであれば、もうちょっと踏み込んだ説明が必要であるし、また、弁護士意見であれば、そのあたりもちゃんと書かれているんだらうかと私は思うわけですよ。

もし今の私の疑問点に対して答えられるならば、

答えてください。答えられなければ、弁護士意見を出してください。大臣、お願いします。

○上川国務大臣 先ほど委員の御指摘ございました、性質上利益を伴うものに当たらないかという御指摘だったというふうに思います。当該企業においては、災害によって拠点施設の発電設備等を用いることとなる非常事態の際には、支援物資の輸送のみに注力をし、それ以外の物品の輸送をすることなどは考えていないことであって、そして、民間企業としての利益を求めない、むしろ犠牲を払うものであるということで、御指摘の補助金につきましても、性質上利益を伴わないものに該当する、こうした結論につきまして、私自身、疑問がないというふうに判断したところでございます。

○階委員 国交省に最後にお聞きしますけれども、今の大臣の説明によると、この補助金が支給されるのは災害時の輸送をする場合に限られるというような御説明でした。それで間違いですか。

○羽尾政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申しましたように、本件について、国交省としては答えにくい問題でございますが、議論の経緯から、仮定の話でございますが、一定の、広域物資拠点施設整備補助金が交付されたという場合の整理として一般的な考え方をまずお話し申し上げないと、今の先生の御質問にお答えしづらいところがございます。

まず、一般的な考え方としましては、ガイドラインの適用除外の考え方についてという中で、③のイという、いわゆる利益を伴わないものを例示

したものの中に、「法律、政府の方針等に位置付けられた公共性の高い事務又は事業を行うために生じる追加的な負担を補てんする限度において交付されるもの」、これに該当する補助金は利益を伴わないものに当たって、いわゆる政治資金規正法二十二条の三の寄附制限の対象とならない補助金だというふうにされております。

広域物資拠点施設整備補助金につきましては、災害が起きたときの支援物資の円滑な輸送の確保のために広域物資拠点施設の整備を支援するものでございます。これは、災害対策基本法に基づく防災基本計画、あるいは国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画、こういった政府の方針に基づいた公共性の高い取り組みでございます。

したがって、仮に二十七年に広域物資拠点施設整備補助金と同様の補助金を交付することとなった場合には、こういった点を踏まえまして、制限の対象になるかどうかを判断すべきであると考えております。

その上で、今委員御指摘の、いわゆる災害時以外にも使えるじゃないかということでございます。そういった可能性はゼロではございません。災害時に物資拠点としての機能以外の通常営業に使うことも可能ではございます。これにつきましては、総務省との相談も踏まえてお答えいたしますと、そういったいわゆる非常用設備を支援物資輸送以外の用途で使用するということの可能性はゼロではございませんが、蓋然性は極めて低いというふうに考えています。

また、仮にそういった支援物資輸送以外の用途

で使用されたとしても、通常業務が一定期間継続可能となるということにとどまりまして、直接的な売り上げの増加とか、あるいは、本来の経営に必要な費用の直接的な軽減につながるものではないというものでございます。

さらに、当該補助金による補填を受けた企業も、その企業も物流事業者も、残る初期費用に加えて、残る処理費用というのは、いわゆる補助金が出ていない部分は自己負担であります、その初期費用に加えて維持管理費用なども負担しているという状況でございます。

こういった状況のため、この補助金による利益が、今委員御指摘のようなものがあつたとしても、直接的に物流事業者の営利を助長したり経営を強化するものではないというふうに考えておりまして、そういった点を総合的に考えるべきものではないかというふうに、仮定の話ではございますが、考えております。

○階委員 丁寧な答弁、ありがとうございます。

ただし、文言はあくまで「その他性質上利益を伴わないもの」というところから、なぜそんなに敷衍させて、そこまで具体的かつ広範な内容になるのかというのが私にはちよつとわからないんですね。

私は、前回指摘したとおり、「その他性質上利益を伴わないもの」というのは、逐条解説では極めて限定されておりました。

資料の三ページ目を見ていただきましたけれども、今、国交省の方から御説明があつたのは、問題となつている補助金は、「③その他性質上利

益を伴わないもの」の、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キと挙がっているうちのイの部分に当たるというようなことをおっしゃっていただけだと思うんですね。「法律、政府の方針等に位置付けられた公共性の高い事務又は事業を行うために生じる追加的な負担を補てんする限度において交付されるもの」ということに当たるとい趣旨でおっしゃっていただきたいと思います。しかし、公共性の高い事務であっても、必ずしも利益を伴わないとは言えないわけでございます。

そもそも逐条解説で挙げられたのは、ア、ウ、エ、丸をつけている部分だけでございまして、今回、ガイドラインになって、急遽、イとかオとかカとかキが加わってきた。これも私は、何か後づけで正当化しているように思えてならないんですね。

こういう例外事由、適用除外事由を拡大していくようなことが安易に認められると、私としてはこの法の趣旨を没却するのではないかと、補助金をもらった企業が政治家に寄附をすることによって何か癒着の構造が生まれるのではないかと、このことを防ごうとした趣旨、これを没却すると思っております。

私は前回、大臣に申し上げました。こういった適用除外事由は撤廃して、疑惑を招かないようにするということについて、意見は真摯に受けとめたいということをおっしゃっていました。この適用除外事由がどんどん広がっていく中で法の趣旨が没却されかねないということも踏まえて、ぜひ、大臣には、改めて、この例外事由をなくすという

ことについて前向きに検討していただきたい。

法の所管は総務省ですが、前回も申し上げたとおり罰則が絡んでおりますので、法務省も絡んでいると思います。そこで、大臣に、この法の適用除外事由撤廃についての考え方を聞きします。

○上川国務大臣 今回の私の政党支部に係る問題につきまして、この間、さまざまな形で、私自身も説明のために真摯に取り組んできたところでございまして。きょうもそのような形で御質問いただきましたし、また、新しいガイドラインをつくるという中で、この法の趣旨がしっかりと生かされる、生かし切ることができるようになっていくということについては、ある意味で、大変大きな前進というのか、大きなことではないかというふうに思っているところでございます。

この法律は総務省の管轄でございます。そして、全ての政治家、そしてそれに係る、私の方は受けるという形でございますけれども、出す側ということについても、非常に曖昧になっていくということになれば、大変それも問題であるというふうに思うところでございます。この法の趣旨を没却しないようにということでございますので、そういう方向性の中で、運用のところについては、しっかりと襟を正して適正に取り組んでいくことができるように、さらに私自身も襟を正してまいりたいというふうに思っております。

○階委員 国交省はもうお帰りになって結構です。運用でとのおっしゃいましたけれども、この運用のためのガイドラインがむしろ法の抜け穴を拡大しているようなところを私は指摘しました。この

ガイドラインの問題についてはまた別途指摘したいと思っておりますけれども、大臣についても、問題意識を共有していただいで、運用では対応し切れなくなっているというのであれば、積極果敢に法の改正というものを考えていただきたいということを最後に申し上げます。

本題の質問に入りますけれども、今回、裁判員裁判が平成二十一年から始まって、もう五年ぐらいたっております。そこで、見直しということなんですが、これまで裁判員裁判にどれだけコストがかかってきたのだろうかという素朴な疑問についてお示ししたのが資料三でございます。資料三は、通し番号でいくと四ページです。

ここに、裁判員関連経費ということで、最高裁の方に調べていただきました。平成二十一年度から裁判員裁判が実際には始まっておりますけれども、その前から準備の費用が発生しております、かなりの額が投じられてきたわけです。累計でいいますと、右上の方に、三百六十四億円という少なからぬ経費がこれまでかかってきております。

私がここで気づいたことは、裁判員裁判が始まってから今年度予算に至るまで、どんどん減ってきています。

済みません、総務省ももう結構ですよ。減ってくるのは、私が当初予想していたのは、始まった当初は設備投資やそういった費用がかかるからかなと思っていたんですけども、実は、そういう固定費の部分だけじゃなくて、変動費も減ってきていると。

例えば、この明細のところにも、一として、裁判

員等の日当・旅費とか、あるいは二番として名簿記載通知発送等業務委託経費、郵便料金というのがあります。この部分については、裁判員の人数に応じたり、あるいは名簿の記載された人数に依りたりして、人数が変わらなければ同じような額が発生するんだらうなと思っております。上の次の資料四を見ていただきたいんですが、上のイというところに裁判員候補者名簿記載者数というのが挙がってまして、平成二十一年から平成二十六年までの数字でございますが、確かに減ってはきているんですけども、それほど極端には減ってきいていない。三割ぐらいは減っていますかね。

ところが、先ほど申し上げました裁判員関連経費の名簿記載通知発送等業務委託経費のところを見ますと、大幅に、半分以下になってきているわけですね。また、裁判員等の日当・旅費ということについても、この経費の数字で見ますと三分の一近くになってきておりますが、実際の裁判員の数というのを見ますと、資料四の下から二段目の数字で、平成二十一年は年度途中からでしたので、平成二十二年あたりと比べても、そこまでは減ってきていないんですね。

なぜこんなに経費が減るんだらうかということ、まず最高裁判所にお聞きしたいと思います。

○平木最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判員制度は、平成二十一年から開始され、その開始に当たりましては、委員御指摘のとおり、必要となる物的整備のほか、制度周知のための広報等を行うため、施行前である平成十七年度から

そのために必要な予算を相当額確保してきたところでございます。

現在は、それらの整備が一段落し、裁判員制度の運営に必要な経費として、裁判員等の旅費、日当や裁判員候補者への通知費用等を計上しております。これらは、裁判員裁判対象事件の事件数などの要因に左右されるものでございます。

事件数だけなのかどうなのかということなんですけれども、裁判員裁判の運営コストは、事件数のほか、審理期間や出頭率などにも左右されますことから、それらの各要素についても変動がなければ、全体として予算額に大きな変動は生じないのではないかとと思われるところでございます。

○階委員 今後は、事件数に大きな変動がなければ、そんなに変動はないという趣旨でよろしいですか。済みません、最後のところがよくわかりません。

では、今後のコストの見込みについてお答えいただけますか。

○平木最高裁判所長官代理者 裁判員裁判の運営コストは、事件数というのが大きな要因となっております。おるところではございますが、そのほかにも、審理期間ですとか出頭率などにも左右されますことから、それらの事件数以外の要素について変動があります場合には、事件数が同じでございまして、全体として予算額が変わってくるということはあるというふうに考えております。

○階委員 明確に、今後コストがどうなるかということとは言えないということなんだと思うんですが、多少は減ってきているとはいえ、今もなお、

ことしの予算でいいですと十六億、十七億近くのお金が計上されていますね。こういう多額のお金、今、財政難の中で裁判員裁判を運営するのにかかっているということを大臣には知っていた上、これだけのコストをかける以上は、やはりそれに見合うようなメリットといたしますか。いいと思いますか、そういうものがなくてはいいと思っております。

このコストをかける意義について、大臣のお言葉で結構ですので、どのように考えているか、御答弁をお願いします。

○上川国務大臣 一般の国民の皆さんが裁判にかかわることにつきましては、やはり裁判の中に健全な日常の常識が反映されるという趣旨に照らしてみても、大変大事なことでというふうに思っております。

皆さんの中には、参加する前についてはなかなか不安もあるという御意見もありましたけれども、しかし、そうした中で一旦裁判員になった皆さんの御意見を見ますと、大変参加してよかった、そして、司法に対してもさまざまな理解また支持が強まっているというふうに考えておりますので、大きなコストではございますけれども、この充実強化ということにつきましては、たゆまぬ改革をしながら前進していく必要があるのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

○階委員 そうやってコストをかけて、たゆまぬ改革にも心がけていくことであれば、資料四を見ていただきたいんですが、私が憂慮しているのは、今、裁判員の辞退者とか、呼び出されて

出頭しない人の割合がふえているという問題です。資料四を見ていただくと、真ん中あたりに出席率という数字がございまして、上段、下段に分かれております。

上段の出席率は、実際に選任手続に出席した裁判員の候補者が、選定された裁判員候補者に対してどれだけの割合がいるかということであります。これが、二十一年は出席率四〇・三%だったのが、直近では二六・七%、平成二十六年の数字です。

また、下段の数字というのは、同じく選任手続期日に出席した裁判員候補者数の、選任手続に出席を求められた裁判員候補者数に占める割合ということですね。つまり、いろいろな辞退の理由があつて出席を求められなかった人もいるわけですが、出席を求められた裁判員候補者数のうち、実際に来た人はどれだけかという数字です。こちらについては、同じく、当初は八三・九%だったのが、だんだん下がってきて、七一・五%ということであります。

こういうふうには、どんどん出席率が減る傾向にあるわけですね。ここはやはり、不断の改革とおっしゃる大臣であれば、問題意識を持っていただきたいと思うんですが、まずは、大臣のこの点についての問題意識をお伺いします。

○上川国務大臣 委員が御指摘になりました資料四のところのりに係る出席率ということで、二つの数字が挙がっているとございまして、

二十一年から六年間の実績ということで、トレンドのような形でお示しをさせていただいている資料だということございまして、この数値から見

るところについては、やはり下がっているということとは事実ではないかというふうに思っております。

ただ、この数字をもって今どうなのかということについての評価を加えるには少し時期が早いのではないかと思うわけでございまして、これについては、下がっているということについては事実として認識するわけでございませうけれども、これからもうこうした数字についてはしっかりと見据えてまいりたいし、また、出席率につきましても、さまざまな理由があるのかと思いますが、そのようなことも、出席された方に、いろいろな形で意見を反映できるような形でしていく必要があるのではないかというふうに思っております。

いずれにしても、できるだけ多くの方に参加をさせていただくということが重要であるというふうな数字につきましても十分に注視してまいりたいというふうに考えております。

○階委員 注視するとおっしゃいましたけれども、これは結構重要な話であります。

例えば、資料五に、「裁判員候補者による虚偽記載罪等」という裁判員法百十条の条文がありますけれども、裁判員候補者が質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出した場合などは五十万円以下の罰金に処するという規定があります。だから、本来、裁判員候補者が質問票に正しいことを書かないで辞退したということになると、これは刑事罰もあり得るわけですね。

刑事罰だけではなくて、百十一条には、過料と

いうことで、同じように虚偽の記載をしたりすると裁判所の決定で三十万円以下の過料という条文もあつて、また、裁判員候補者が、呼び出されたにもかかわらず、正当な理由がなく出頭しないときも、十万円以下の過料というのがあります。こういう規定があつて、出席しない人、また辞退理由を偽つて辞退した人、こういった人は取り締まることにして、真面目な人、正直者がばかを見ないようにしようというふうになっているわけですね。

ところが、今現在、聞くところによると、罰金とか過料というのは適用事例はないと伺つています。まず手始めに、やれることからやるということと、過料とか罰金の適用について積極的にやるべきではないかと思うんですが、この点について、大臣、御見解はいかがですか。

○上川国務大臣 法律の定めがございしますので、そうしたことに該当する事案があるとするならば、それについては適用するということであるというふうに思います。

しかし、今の状況で見ましても、五年以上たちますけれども、皆さん大変積極的に審理にかかわつていただくといいことで、しかも、その後の評価につきましても、参加してよかったという、大変理解が深まり、また支持をいただくというような方向になつてきていることにつきましては、これは大切にしていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、裁判員裁判制度そのものの御理解でありますとか、あるいは不安の部分をお持ちであると

いうこともございますので、そういうことの御懸念を払拭することができるように、裁判員制度そのものをできるだけわかりやすく皆さんに御理解いただくべく努力をしていく必要があるかというふうに思っております。

法務省といたしましても、ホームページなど、かなり細かく、しかしわかりやすく、皆様に御理解いただくべく努力をしているところでございますし、また、出前の教室などを通して御理解をしていただくということについてもさせていただいておりました、こうしたことについての蓄積そのものが、これから出席率の向上にもつながっていくというふうに考えておりますので、さらに全力で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○階委員 辞退者が本当に辞退事由があるのかどうかということ、サンプル調査なりして調べてみた方がいいと思うんですね。傾向的に辞退率が上がってきておりますので、本当にそうなのかどうか。何か、制度が始まってしばらくして、どうも辞退してもおとがめがないらしいというふうに思われている節があるかもしれません。こちらでやはりサンプル調査をして、辞退事由がない人に対しては、場合によっては厳しい対応をするということも必要ではないかと思いますが、この点についていかがですか。まず大臣からお願いします。最高裁でもいいですよ。

○平木最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。サンプル調査にいたしましても、過料の制裁の

前提となるものでございます。そうしますと、サンプル調査でありまして、これを行うか否かは受訴裁判所が個々の事案ごとに判断すべきものでございますので、事務当局としてはお答えする立場にはございません。

○階委員 では、大臣、お願いします。お答えする立場にないそうですので、大臣、お願いします。○上川国務大臣 辞退についての御質問でございますけれども、裁判員候補者の辞退率については、個々の事件における裁判所の判断の結果であるというふうに考えております。その意味では、出席率、辞退率ともにデータ的にはいろいろ変化はございますけれども、しっかりとした辞退理由に基づいて義務を果たしていただくということが前提でございますので、そういう意味で、この趣旨の徹底と、そして理解の増進というところに全力を傾けてまいりたいというふうに考えております。

○階委員 サンプル調査もぜひしていただいて、辞退率がこれ以上高まらないようにしていただきたいと思っております。

だんだん時間も迫ってきましたので、改正事項についても触れていきたいんですが、その前に、今回、せっかくの見直しをするのであれば、二つ大きなことを見直ごされているのではないかと思います。私指摘したいのは性犯罪の事案ですね。

これについては、裁判員裁判の対象とすることについて、そもそも反対の意見もあるわけですが、裁判員裁判の全事案に占める割合は結構高いわけですから、しかし、被害者からすれば、裁判

員という一般の人に自分の余り知られたくないようなことを知られるのは差しさわりのあること、これはなかなか微妙な問題だと思っております。

例えば、見直しのヒアリングのときの被害者側の弁護士さんの意見からすると、除外すべきであるとか選択制にすべきだとかいう意見が被害者側からはある。被害者の意見を聞いて検討すべきであるということもヒアリングの場で意見が出されています。

今回、最終的には、性犯罪事案について今までと変わらぬ対応になってしまったわけですから、実際には被害者の意見を聞いて検討されたのかどうかということについて教えてください。大臣、お願いします。

○上川国務大臣 性犯罪の事案につきまして、裁判員裁判の対象事件に含めるかどうかということについて、これは、裁判員制度に関する検討会におきまして、今委員から御指摘がございました、裁判員裁判の対象から一律に除外すべきではないか、あるいは、裁判員裁判を実施するか否かについて被害者の選択に係らしめる被害者選択制をとるべきではないか、この二つの大きな御意見があったというふうに承っております。また、詳細な議論が行われたということでございます。

この一律除外について、先ほど、被害者のプライバシーに関する懸念ということでもございましたけれども、こちらについては運用上の対応によって可能である、また、性犯罪が除外されますと、国民の皆さんが悪質な性犯罪の被害につきま

考える機会を失って、その実情が理解されないままになるなどの消極的な意見が多く示された一方で、これを支持する積極的な意見が見られなかったということでございます。先ほどの、国民が質素な性犯罪の被害について考える機会を失い、その実情が理解されないままになる、こうしたことについて、また委員の方からもそうした御指摘があったところでございます。

また、被害者選択制につきましては、被害者を選択の責任を負わせるということ、これはかえってその負担が大きくなる、こうした御指摘もございましたし、被害者選択制自身、訴訟関係人の希望によって裁判員裁判が実施されるか否かということについて決せられるという仕組みとなってしまうということでありますので、これは裁判員制度の趣旨に反するのではないかとということにつきまして、これも消極意見が大勢を占めたということでございます。

ただし、検討会におきましては、先ほど御指摘ありました被害者等のプライバシー保護に関する実務上の運用につきましても御紹介をさせていただいたところでございまして、裁判官の委員の方からは、裁判員との間で、被害者等のプライバシーに必要以上に踏み込み過ぎるような質問などがなされないように、裁判員の補充質問の内容、方法について協議を行うでありますとか、あるいは検察官の意見につきましては、必要に応じて遮蔽の措置とかビデオリンクの方式による証人尋問の実施を求めるよう努めている、こうした御紹介があったところでございます。

そうしたさまざまな御議論を経た上で、法改正につきまして法制審議会への諮問を行わないということ、今回の法律案につきましても御指摘の点の改正は含めていないというところでございませう。

○階委員 最後、一点だけ。

今回、裁判員裁判で死刑に相当するような事件についても除外すべきかどうかという議論はあったと思うんですが、私も、そもそもこういう重大事件を一般の方が審査することによってすごく負担がかかると思っています、実際に急性ストレス障害になった人もいるというふうに伺っております。

逆に、そこまでして負担を課すのであれば、裁判員裁判で死刑判決をしたのであれば上級審ではなるべく覆させないというような制度設計が必要ではないかなと思うんですけれども、例えば、裁判員の意見を聞いて上級審が覆すかどうか判断したりとか、あるいは、そもそも刑法で法定刑の範囲が広過ぎて、人を殺した者は一人であっても死刑にすることができると条文上はなっているわけですよ。犯罪の構成要件や法定刑を見直すということなども考えることによって、死刑判決が上級審で覆せないようにすることもできると思います。こういった上級審で覆すことについて、大臣はいかなる問題意識あるいは見解をお持ちでしょうか。最後、手短にお願いたします。

○奥野委員長 上川大臣、手短にお願いたします。

○上川国務大臣 一般論といたしまして、裁判員の関与した裁判につきましても、量刑の誤りのお

それがあったって、これは死刑判決の場合も同様であるというふうにご考えております。当事者に控訴を認めるということが相当であるというふうにご考えているところでございます。

先ほど来お話しいたしました裁判員制度に関する検討会におきまして、上訴について法改正を要する旨の意見ということにつきましては大勢を占めるに至らなかったということでございますので、現時点におきましては、御指摘の点も含めまして、裁判員の参加する合議体の判決に対する上訴のあり方を見直す必要性そのものについては考えていないというところでございます。

○階委員 では、引き続き御議論させていただきたいと思っております。

ありがとうございました。